

5. 子ども教育・男女平等・・・(4)〈私学助成〉

【主要検討事業5】私学助成（授業料軽減助成）〔財17ページ〕

○見直し内容

- ・所得区分については、年収 680 万円超の層を補助対象外に変更。
- ・補助単価については、年収 430 万円以下の世帯については据置き、それを超える所得階層については、引き下げる。

修正前			修正後		
A	生活保護世帯	35万円（据置）	A	生活保護世帯	35万円（据置）
B	年収 ～ 288万円（非課税）	25万円（据置）	B	年収 ～ 430万円	25万円（据置）
C	年収 ～ 430万円	18万円	C	年収 ～ 500万円	15万円
D	年収 ～ 540万円	12万円	D 1	年収 ～ 540万円	10万円
			D 2	年収 ～ 680万円	6万円

OH21 効果額を 763(763)⇒460(460)百万円、H22 効果額を 1,526(1,526)⇒920(920)百万円に修正。